



社会保険労務士法人柳澤会計Support Letter

トピックス！ 6月は労働保険年度更新と算定基礎届の申請・申告時期です！

労働保険年度更新・社会保険算定基礎届 提出時期となりました！

労働保険年度更新とは、年に一度行われる、労働保険料(労災・雇用)の申告・納付手続きのことです。例年6月初旬～7月10日頃までが提出期限となっています。

【労働保険年度更新手続き(申告・納付)】

申告及び納付期間：**6月1日(水)～7月11日(月)**

(口座振替の納付日は**9月6日(火)**)

申告先：都道府県労働局、労働基準監督署、金融機関の窓口

令和3年度 確定保険料の申告・納付

令和3年4月1日～令和4年3月31日の賃金総額に労災保険と雇用保険の保険料率を掛けて確定保険料を算出します。その確定保険料と、昨年納付した令和3年度の概算保険料を比べて、概算保険料が多ければその差額を充当して納付します。確定保険料のほうが多ければ、その差額を追加納付します。

令和4年度 概算保険料の申告・納付

令和3年4月1日～令和4年3月31日を賃金総額の見込み額とし、労災保険と雇用保険の保険料率を掛けて保険料を算出し納付します。

保険料の納付期限

今年度は、昨年度のような保険料猶予措置はありません。金融機関の窓口での全期・第1期の納期限は7月11日です。口座振替の場合は9月6日です。

納付忘れがなくなるため、延滞金を課される心配がない口座振替がオススメです。手数料はかかりません。

令和4年度度の「雇用保険料率」が10月から引き上げに！

新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、令和4年10月から引き上げとなります。そのため、今年の労働保険年度更新は「4月～9月の概算保険料額」と「10月～3月の概算保険料額」を賃金集計表で計算し、その合計額を「令和4年度の概算保険料」として納付することになります。



	第1期	第2期	第3期
通常の納期限	令和4年 7月11日	令和4年 10月31日	令和5年 1月31日
口座振替の納付 期限	令和4年 9月6日	令和4年 11月14日	令和5年 2月14日

○令和4年4月1日 ～ 令和4年9月30日

事業の種類	負担者		①+②		
	① 労働者負担 (失業等給付・ 育児休業給付の 保険料率のみ)	② 事業主負担	失業等給付・ 育児休業給付の 保険料率	雇用保険2事業 の保険料率	雇用保険料率
一般の事業	3/1,000	6.5/1,000	3/1,000	3.5/1,000	9.5/1,000
(3年度)	3/1,000	6/1,000	3/1,000	3/1,000	9/1,000
農林水産・※ 清酒製造の事業	4/1,000	7.5/1,000	4/1,000	3.5/1,000	11.5/1,000
(3年度)	4/1,000	7/1,000	4/1,000	3/1,000	11/1,000
建設の事業	4/1,000	8.5/1,000	4/1,000	4.5/1,000	12.5/1,000
(3年度)	4/1,000	8/1,000	4/1,000	4/1,000	12/1,000

(枠内の下段は令和3年度の雇用保険料率)

○令和4年10月1日 ～ 令和5年3月31日

事業の種類	負担者		①+②		
	① 労働者負担 (失業等給付・ 育児休業給付の 保険料率のみ)	② 事業主負担	失業等給付・ 育児休業給付の 保険料率	雇用保険2事業 の保険料率	雇用保険料率
一般の事業	5/1,000	8.5/1,000	5/1,000	3.5/1,000	13.5/1,000
農林水産・※ 清酒製造の事業	6/1,000	9.5/1,000	6/1,000	3.5/1,000	15.5/1,000
建設の事業	6/1,000	10.5/1,000	6/1,000	4.5/1,000	16.5/1,000

【社会保険算定基礎届】

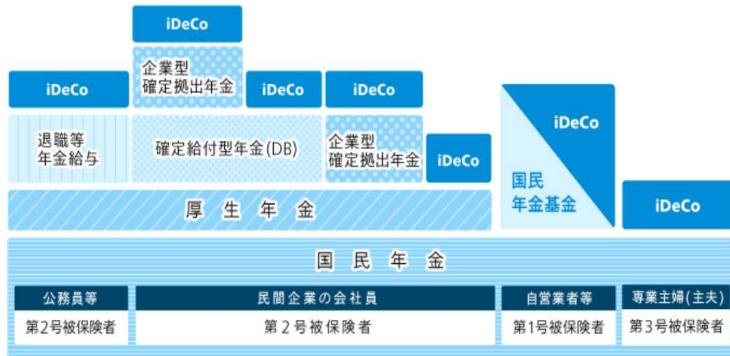
算定基礎届とは、年に1度行われる社会保険料決定のための届出です。被保険者が実際に受ける給与は、昇給や降級などによって変動するため、実際に受け取る給与があらかじめ定められた標準報酬月額と異なる場合があります。そうならないためにも、年に一度確認する必要があります。社会保険料を年に1度、全ての被保険者を対象にして、その年の4・5・6月の支払い給与を基礎に、1年間の標準報酬月額を決定します。新しい標準報酬月額は、その年の9月分社会保険料から適用され、原則として、1年間継続適用されます。

提出期限：**7月11日(月)**

マンスリーピックアップ

年金大改正 ～長生きリスクにどう立ち向かうか～

年金制度の詳細図



日本の年金制度は会社員や公務員の年金は、3階建てとなっています。1階は国民全員の加入が義務づけられている「国民年金」、2階は「厚生年金」です。3階部分は企業によって運営されたり、個人が任意で加入する「私的年金」で、企業型確定給付金、企業型確定拠出年金、個人型確定拠出年金（iDeCo）が、これに該当します。

厚労省は平均的な夫婦2人（会社員の夫と、専業主婦の妻）の年金収入は22万円と試算しています。夫婦というのは、平均的な収入（賞与含む月額換算）が43.9万円、40年間就業した場合に受給できる年金（老齢厚生年金と2人分の老齢基礎年金満額）です。

将来、いくらあれば老後は安心して過ごせるのでしょうか。総務省統計局の2017年度の調査報告によると、高齢無職夫婦の毎月の収入は平均19.2万円である一方、支出は平均26.4万円、収入を7.2万円上回っています。つまり、毎月7.2万円もの生活費が不足しておりこの分を預貯金で補う必要があります。

1年間で考えると、7.2万円×12カ月で86.4万円。老後の生活がこの先20年間続くとすると、生活費だけで1,728万円が足りない計算となります。

これは生活費だけの不足分であり、これにリフォーム費用や自動車購入費、2人分の医療費や葬儀費等もかかってくることとなるため、公的年金に必要なお老後資金は3,000万円程度が目安とされています。

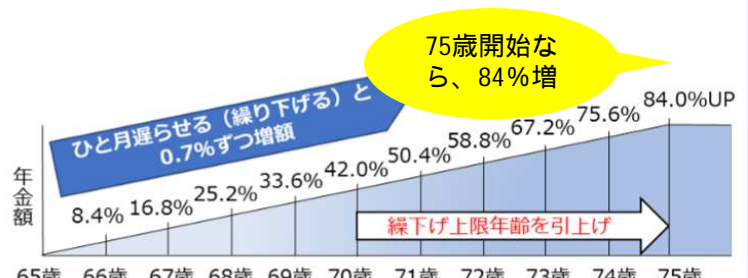
ところで、今年年金制度改正法の施行ラッシュです。中でも、「公的年金の繰り下げ受給の上限年齢が70歳から75歳まで延長になる」ことは最もインパクトがあります。

本来65歳から受け取る公的年金の受給開始を遅らせることを「年金の繰り下げ」といいます。繰り下げは70歳までというルールが、この4月から75歳まで可能となったのです。

この繰り下げの効果ですが、65歳からの年金の受給を遅らせると、額面の年金額は1カ月ごとに0.7%増えます。例えば、受給開始を5年繰り下げて70歳にすると65歳時点での年金額の1.42倍、10年繰り下げて75歳にすると1.84倍になるのです。

例えば、65歳からの年金額が180万円のケースなら、10年繰り下げるとなんと331.2万円となります。1カ月ごとに0.7%増額する効果はめちゃくちゃ大きいと言えます。

一方、老齢基礎年金を65歳でもらうと満額で約78万。75歳だと143万円まで増額となります。超低金利時代の中、このような運用商品はそうあるものではありません。なお、繰り上げも可能ですが、1カ月早めると0.4%減額となり、60歳まで繰り上げると24%減額となります。



それでは、「繰り上げ」か「繰り下げ」かどちらが得になるのでしょうか。根本的には、寿命によります。繰り下げて75歳で受給しても、直後に亡くなってしまえば意味がありません。

65歳から受給する場合と70歳で受給する場合、81歳まで生きれば70歳で受給する方が得になります。65歳から受給する場合と75歳で受給する場合、86歳まで生きれば75歳で受給する方が得になります。つまり、受給後11年が損益分岐点となります。

繰り上げ（65歳前から受給）を選んだ方がいい人とは、60歳以降働く予定がない、若いうちに使いたい、長生きできそうもないような方です。

繰り下げ（65歳後から受給）を選んだ方がいい人は、長生きの自信がある、年金額が少ない、65歳以降もバリバリ働くような方です。

総じて、資金に余力があり、長生きできる自信のある方は、繰り下げを選んだほうが得かもしれません。



諏訪湖周でサイクリングロードが令和5年度完成予定に向け、整備を進めています。『人と生き物が共存し、誰もが訪れたい諏訪湖』の実現を目指す諏訪湖創生ビジョンの中の一つの取り組みだそうです。諏訪地域は平坦な盆地と山岳地帯に恵まれ、初心者から本格的なファンまでサイクリングを楽しめる環境が整っています。

四季折々の景色、高原の風を感じながらのサイクリングは、いかにも気持ち良さそうです。最近私は健康の為にウォーキングをしていますが、今後、ガラスの里から石彫公園にかけて、整備が終わりとても快適になったサイクリングロードを家族でサイクリングしたいと思います。自転車を通じて新たな諏訪地域の魅力を発見し、観光客から地域住民まで気軽に楽しめる憩いの場となることを期待しています。（松木）

